

国診協発第 248 号
平成 25 年 3 月 18 日

公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
会員施設（国保病院）長 各位

公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 青 沼 孝 徳
(公 印 省 略)

地方公営企業会計基準の見直しに係る対応状況について(照会)

日頃より会員の皆様には、当会の事業運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年度の予算・決算から適用される地方公営企業会計基準の見直しにつきましては、平成 26 年度の期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成 26 年度予算に関する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、予算編成作成時まで実施しておくべき点が多数あることから、総務省及び各都道府県主催の研修会等も開催され、総務省においてはこれまでも進捗状況の把握、質疑応答集の作成などの対応・助言等を行っております。

更に、総務省においては、別添のとおり、平成 25 年 2 月 27 日付で第 2 回目の進捗状況把握のための照会を行っております。

国診協といたしましても、特に、各会員の病院への影響の大きい、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金計上の義務化などへの対応状況を把握し、実効のある研修及び個別相談の実施、Q&A の作成・提供などについて、総務省(都道府県)及び他の関係団体とも連携し、急ぎ検討したいと思いますので、誠に恐縮ですが、次の 2 点のご報告をよろしくお願い申し上げます。

1 ご提供いただきたいもの(次の 2 点)

- (1) 別添の『総務省第 2 回照会により提出する「別添 1」及び「別添 2」の回答票』と同じもの
※なお、この件につきましては、総務省自治財政局公営企業課より了承をいただいておりますので、念のため申し添えます。
- (2) 別紙の [国診協からの照会] 「地方公営企業会計基準の見直しに係る対応状況について」

2 ご提出方法・ご提出期限

国診協までメールにて、3 月 29 日(金)までにご送付いただきたくお願い申し上げます。

【照会先】全国国民健康保険診療施設協議会(国診協)

事務局 伊藤・鈴木

電話 03-6809-2466

FAX 03-6809-2499

office@kokushinkyō.or.jp

事務連絡
平成25年2月27日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県企業庁
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
関係一部事務組合等財政担当課
(都道府県・指定都市が加入するものに限る)

御中

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業会計基準の見直し作業の進捗状況把握について（第2回照会）

各地方公共団体における新会計基準の適用に向けての移行作業のスケジュールにつきましては、平成24年6月25日付け事務連絡「地方公営企業会計基準の見直し作業の進捗状況把握について（照会）」により、各地方公共団体において立案を進めていただきますようお願いし、当該立案状況を御回答いただいたところです。

この度、平成26年度の予算編成作業が始まると想定される平成25年秋が概ね半年後に迫っていることを受け、移行作業のスケジュールの現在の状況を改めて把握させていただくとともに、対応が完了した項目の一部について、その実施内容を具体的に把握させていただきたいと存じますので、下記により御回答願います。

記

1 調査対象

地方公営企業法適用事業（平成25年度又は26年度に法非適用となる予定の事業を除く。）

2 提出物・提出方法

財政担当課にあつては、貴都道府県又は貴指定都市の公営企業分について、市区町村担当課にあつては、貴都道府県内の市区町村の公営企業分及び一部事務組合等分について、それぞれ別添1及び別添2をとりまとめの上、メールにて御提出ください。

都道府県・指定都市が加入する一部事務組合等については、直接メールにて御提出ください。

（別添1）「地方公営企業会計基準の見直しに向けての作業スケジュールの準備状況・回答様式」（平成24年6月25日付け事務連絡で配布したものを一部改訂）

（別添2）「地方公営企業会計基準の見直しに向けての対応を完了した項目に係る具体的対応内容・回答様式」（今回新たに追加、※該当する公営企業及び一部事務組合等のみ回答）

3 提出期限 財政担当課 平成25年3月18日(月)
市区町村担当課 平成25年3月21日(木)

4 提出先 koueitvousa@soumu.go.jp

5 その他

いただいた回答については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示の請求があった場合には、開示の対象となることを、あらかじめ申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業課

担当者：脇・島田

TEL:03-5253-5634

FAX:03-5253-5636

地方公営企業会計基準の見直しに向けての作業スケジュールの準備状況・回答様式

別添1

【作成要領】 ※黄色のセルが、各企業において入力して頂くセルです。記載方法については、別添シート「【チェックリスト記載例】」も参考にして頂ければと存じます。

(1) (会計名)については、①団体コード(総務省が公表している6桁の全国地方公共団体コード)、②団体名(※団体コードの誤記入確認のため)、③会計名は直接セルに入力し、④事業区分は、別添シート「(別紙1) ファイル名の付け方(作業スケジュール立案状況)」内の「事業名」の番号をプルダウンから選択して下さい。

(2) 「前回調査時」の項目については、前回調査時の回答を添付し、各公営企業及び一部事務組合等において、今回のスケジュールとの比較にお使い下さい。

(3) 「今回(平成25年2月末時点)」中の「着手状況」の項目については、①既に着手済みの項目については「済」、②未着手の項目については「未」、③対応の必要がない項目については「不要」を、プルダウンから選択して下さい。なお、③対応の必要がない項目とは、みなし償却を行っていない事業においての2-5、みなし償却を行っていた事業においての2-6、退職手当組合に加入していない事業においての3-2等、そもそも作業を行う必要がない場合のみを指します。

(4) 「着手状況」の項目において「済」もしくは「未」を選択した場合は、「着手(予定)時期」及び「完了(予定)時期」の項目において、数字をプルダウンから選択して下さい。なお、年については、和暦・暦年でご回答下さい。(例：平成25年度の2月(平成26年2月)に着手する予定の場合→着手(予定)時期において「25」年「2」月を選択。)

【提出要領】
 (1) 別添シート「(別紙1) ファイル名の付け方(作業スケジュール立案状況)」を御参照の上、ファイル名を変更して、都道府県・指定都市の取りまとめ御担当課に御提出下さい。

対 応 事 項		(会計名)		①団体コード		②団体名		③事業区分		④会計名				
				511111		〇〇県〇〇町		010	水道	〇〇町水道事業会計				
				前回(平成24年7月時点)		今回(平成25年2月末時点)		着手(予定)時期		完了(予定)時期		着手(予定)時期		
チェック欄	項 目	内 容	関係法令	着手状況	年(平成)	月	年(平成)	月	着手状況	年(平成)	月			
0. 財務諸表の影響の把握														
0-1	<input type="checkbox"/>	移行時の作業量の把握及び移行作業スケジュールの策定	平成26年度の予算編成を見据えた移行作業スケジュールを策定する。移行作業全体の作業量を把握するため、平成24年3月6日付け事務連絡発出時に配付した試算ファイルを活用してほしい。	—	済	24	6	24	7	済	24	6	24	7
0-2	<input type="checkbox"/>	財務諸表・健全化指標等への影響の把握	会計基準の見直しに係る財務諸表・健全化指標等への影響を把握する。影響試算にあたっては、平成24年3月6日付け事務連絡発出時に配付した試算ファイルを活用してほしい。	—	済	24	6	24	7	済	24	6	24	7
0-3	<input type="checkbox"/>	財務諸表・健全化指標等への影響の周知	会計基準の見直しに係る影響について、企業内部で共有すると共に、順次、必要に応じて関係者に説明する。	—	未	24	9	26	3	済	24	9	26	3
0-4	<input type="checkbox"/>	財務諸表・健全化指標等への影響を踏まえた経営のあり方の見直し	会計基準の見直しに係る影響が、その一部を除き、平成30年度以降の資金不足比率に影響を与えることに鑑み、必要に応じて将来を見据えた経営のあり方の見直し(事業再構築、更新投資、債権管理体制、利用料金、抜本的経営体制の見直し等)を行う。	—	未	24	10	26	9	済	24	10	26	9
0-5	<input type="checkbox"/>	シミュレーションの実施	移行時の作業に備えるため、平成25年度予算編成において、新基準による場合のシミュレーションを行うことが望ましい。(新基準に基づく平成25年度の予定BS・PL・CFの作成については、平成26年度予算上程時に比較対象として議会等に求められる場合に備える意味でも有用である。)	—	未	24	10	25	3	済	24	10	25	3
1. 借入資本金制度の廃止														
1-1	<input type="checkbox"/>	借入資本金の負債への区分	これまで借入資本金として整理してきた建設改良費の財源に充てるために起こした企業債及び他会計借入金を負債に区分する。この際、企業債と他会計借入金とは区分して整理する。	則§7Ⅱ、Ⅲ	未	25	4	25	9	未	25	4	25	9
1-2	<input type="checkbox"/>	一般会計等負担額の調整	一般会計等の負担額を注記するため、負担額及びその考え方について、財政担当部局と整理する。	—	済	24	10	25	12	済	24	10	25	12
1-3	<input type="checkbox"/>	企業債の性質による区分	建設改良費及び準建設改良費の財源に充てるために起こした企業債とその他の企業債とで区分する。他会計借入金についても同様に区分する。	則§7Ⅱ、Ⅲ	未	25	4	25	9	未	25	4	25	9
1-4	<input type="checkbox"/>	1年内返済分の流動負債への区分	借入資本金を負債に振り替えた後の企業債と他会計借入金を、償還期限が事業年度の末日の翌日から起算して1年内のもの(流動負債)と1年超のもの(固定負債)に区分する。	則§7Ⅱ、Ⅲ	未	25	4	25	9	未	25	4	25	9
2. みなし償却制度の廃止														
2-1	<input type="checkbox"/>	償却資産と補助金等との対応関係把握のためのスケジュール作成	サンプルとなる償却資産を選び出し、当該資産について補助金等との対応関係を把握することにより、全体の作業量を把握し、スケジュールを作成する。	—	済	24	4	24	7	済	24	4	24	7
2-2	<input type="checkbox"/>	償却資産と補助金等との対応関係の把握	償却資産と補助金等との対応関係を把握する。個別の償却資産と補助金等との対応関係が把握できない場合、国庫補助事業等の単位ごとに取得資産をグループ化し総合償却を行う方法や、補助金を充てずに取得したことが明らかな資産を除いた全体の資産を対象とした按分等の方法を用いて補助金等の額を整理することができる。按分等の方法が採れない場合は、他の合理的な算出方法を検討・決定する。	令附則§6Ⅶ、Ⅷ 指針第13章第3	未	24	8	25	7	済	24	10	25	8
2-3	<input type="checkbox"/>	困難な事情の説明責任	他の合理的な算出方法により整理することがなお困難な事情がある場合には、移行処理を行わず、引き続きみなし償却を行うことができる。ただし、この場合、「按分等の方法又は他の合理的な方法によってもなお困難な事情がある」ということを関係者に合理的に説明する必要があることに注意する必要がある。	指針第13章第3Ⅵ	未									
2-4	<input type="checkbox"/>	資産情報の管理方法(固定資産台帳等)の見直し	移行処理時の償却資産と補助金等との対応関係の整理方法については、繰延収益の償却上必要となるため、移行処理後も見据えた方法を決定し、それに合わせ資産情報の管理方法(固定資産台帳等)を見直す必要がある。資産情報の管理にシステムを導入している場合は、システムの機能追加等の対応を検討する。	—	未	24	8	25	7	済	24	8	25	7
2-5	<input type="checkbox"/>	みなし償却を行っていた場合の対応	みなし償却を行っていた場合、旧みなし償却規定を適用していなかった場合の帳簿価額となるよう減額し、当該額を減価償却累計額として計上する。あわせて、資本剰余金から同額を控除し、残額を長期前受金に振り替える。なお、減額する資本剰余金が不足する場合は、不足額について利益剰余金から減額する。	則附則§6Ⅱ、Ⅲ	未	25	6	25	9	未	25	6	25	9
2-6	<input type="checkbox"/>	みなし償却を行っていなかった場合の対応	みなし償却を行っていなかった場合、旧みなし償却規定を適用していた場合の帳簿価額との差額に相当する額について、資本剰余金から利益剰余金に振り替える。ただし、資本剰余金が不足する場合は、不足額については振り替えないものとする。	則附則§6Ⅳ、Ⅴ	未									

地方公営企業会計基準の見直しに向けての対応を完了した項目に係る具体的対応内容・回答様式

別添2

【作成要領】

- (1) 「地方公営企業会計基準の見直しに向けての作業スケジュールの準備状況・回答様式」の以下の項目について、対応を完了した公営企業及び一部事務組合等については、当該項目についてどういった方針・やり方で行ったか等を、「記載要領」に基づき「回答欄」にご記入ください。
 (※書きぶりについては、シート「【記載例】個別質問項目回答表」を参考して下さい。)
- ・ (1-2) 一般会計との負担額との調整
 - ・ (2-2) 償却資産と補助金等との対応関係の把握
 - ・ (3-3) 一般会計等との負担割合を調整
 - ・ (3-10) 【貸倒引当金】計上方法の決定及び債権管理方法の検討
 - ・ (8-1) セグメント区分の決定
 - ・ (13-1) 職員の育成・研修

記載例

【提出要領】

- (1) 別添シート「(別紙1) ファイル名の付け方(個別質問項目回答表)」を御参照の上、ファイル名を変更して、都道府県・指定都市の取りまとめ御担当課に御提出下さい。

		①団体コード	②団体名	③事業区分	④会計名
		511111	〇〇県〇〇町	020 工業用水道	〇〇町工業用水道事業会計
対 項 目	記 載 要 領	回 答 欄			
1. 借入資本金制度の廃止					
1-2	一般会計等負担額の調整 企業債の一般会計負担ルールを決定した場合、その考え方を以下から選択してください。(※「(b)その他」を選んだ場合は、具体的内容を右にご回答ください。) (a)地方財政措置における一般会計負担割合により決定 (b)その他	(a)			
2. みなし償却制度の廃止					
2-2	償却資産と補助金等との対応関係の把握 償却資産との対応関係が把握できなかった補助金等について、どのように按分して資産に振り分けたかをご回答ください。	対応関係が分からなかった償却資産と補助金等を、以下の手順で按分してひも付け。 ①〇〇 ②〇〇			
3. 引当金の義務付け					
3-3	【退職給付引当金】 一般会計等との負担割合を調整 退職手当の負担ルール及びその考え方について一般会計等の担当部局と調整した場合、結果を以下から選択してください。(※「(c)その他」を選んだ場合は、具体的内容を右にご回答ください。) (a)各会計における在籍期間に応じて按分 (b)職員が退職時に所属した会計が当該職員分全額を負担 (c)その他	(a)			
3-10	【貸倒引当金】 計上方法の決定及び債権管理方法の検討 貸倒引当金の計上基準(貸倒実績率の算定方法、債権の区分方法等)について、どのような基準で計上するよう決定したか、ご回答ください。	料金債権について、 ・調停後〇年以内の債権については、過去〇年の平均貸倒実績率を債権金額に乗じて算出。 ・調停後〇年以上経過した債権については、金額引当。			
8. セグメント情報の開示					
8-1	セグメント区分の決定 セグメント区分を設けた場合、設けた区分とその考え方を回答ください。	料金設定の適正さを把握・提示するため、料金体系が異なる施設ごとに区分。			
13. 実施体制の整備					
13-1	職員の育成・研修 新基準導入に向けて、職員の研修や、増員など組織体制の強化を行った場合、その内容についてご回答ください。	(職員研修) ・24年度に、△△事業、××事業と連携し、公営企業経験が長い職員を講師役として、制度や経理実務に関する勉強会を3度実施。 ・25年度は、担当職員を外部研修に派遣予定。 (組織体制) ・一般会計の財政部局の呼びかけにより、△△事業、××事業、財政部局の担当者が集まり、新基準移行に向けた対応検討会を実施。 ・△△事業の企業会計に詳しい職員口名を、当事業会計兼務とした。			

地方公営企業会計基準の見直しに係る対応状況について

○会員施設名 _____

(ご担当者様 _____ 連絡先(電話) _____)

事 項 (システム改修など)	進 捗 状 況 該当する番号を○で囲んでください。	進んでいない場合はその理由
■みなし償却制度の廃止に伴う対応	1 ほぼ予定通り進んでいる。 2 あまり進んでいない。 3 まったく進んでいない。	
■退職引当金計上への対応	1 ほぼ予定通り進んでいる。 2 あまり進んでいない。 3 まったく進んでいない。	
■その他、特に問題とされる事項		

○研修や相談会を希望する場合、具体的にどのようなやり方を希望されますか。

○相談したい事や困っている事はどのような内容ですか。

○その他何かありましたらご記入ください。